明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

二百三十三	メチル＝三・三―ジメチル―二―［一―（ペンタ―四―エン―一―イル）―一Ｈ―インダゾール―三―カルボキサミド］ブタノアート及びその塩類
二百三十四	（略）
二百三十五～二百三十七	（略）
二百三十八	（略）
二百三十九	一―［二―メチル―四―（三―フェニルプロパ―二―エン―一―イル）ピペラジン―一―イル］ブタン―一―オン及びその塩類
二百四十	（略）
二百四十一～二百九十	（略）

（新設）

二百三十二	Ｎ―メチル―一―（ナフタレン―二―イル）プロパン―二―アミン及びその塩類
二百三十三～二百三十五	（略）
二百三十六	四―メチル―一―フェニル―二―（ピロリジン―一―イル）ペンタン―一―オン及びその塩類

（新設）

二百三十七	一―（四―メチルフェニル）プロパン―二―アミン及びその塩類
二百三十八～二百八十七	（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四三円（本体一三〇円）　（配送料別）